



十一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第六十二條第二号（第五十五條第一号及び第六十條第二号に係る部分に限る。）若しくは第六十号又は第六十四條第二号若しくは第三号（第六十一條第一号に係る部分に限る。）に規定する罪

十二 競馬法（昭和二十三年法律第五百五十八号）第三十條第三号又は第三十三條第二号に規定する罪

十三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六條第二号又は第五十八條第三号に規定する罪

十四 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十七條第一号若しくは第三号又は第五十條第一号第一号、第二号（第十一條第一号及び第三号（第十七号において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪

十五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七條第三号又は第四号に規定する罪

十六 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第五十八條第一号から第四号まで又は第五十九條第二号（第二十一條に係る部分に限る。）、第四号若しくは第五号に規定する罪

十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第六十一條第二号又は第六十三條第三号に規定する罪

十八 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十四條第一号（第三條に係る部分に限る。）に規定する罪

十九 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三十四條第一号に規定する罪

二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五條第三号又は第二百四十六條第一号（第九十九條第一号に係る部分に限る。）若しくは第八号に規定する罪

二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五條第二号又は第六十八條第三号に規定する罪

二十二 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一條、第四十一條の二、第四十一條の三第一号第一号、第三号若しくは第四号、第二号（同条第一号第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）若しくは

第三号（同条第一号第一号、第三号及び第四号並びに第二号（同条第一号第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十一條の四第一号第三号から第五号まで、第二号（同条第一号第三号から第五号までに係る部分に限る。）若しくは第三号（同条第一号第三号から第五号まで及び第三号（同条第一号第三号から第五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の九から第四十一條の十一まで又は第四十一條の十三に規定する罪

第三号（同条第一号第一号、第三号及び第四号並びに第二号（同条第一号第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十一條の四第一号第三号から第五号まで、第二号（同条第一号第三号から第五号までに係る部分に限る。）若しくは第三号（同条第一号第三号から第五号まで及び第三号（同条第一号第三号から第五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の九から第四十一條の十一まで又は第四十一條の十三に規定する罪

二十三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十三條第一号第一号、第二号（同条第一号第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第三号（同条第一号第一号及び第二号に係る部分に限る。）に規定する罪

二十四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十四條から第七十四條の六まで、第七十四條の六の二第一号第一号若しくは第二号若しくは第二項、第七十四條の六の三（第七十四條の六の二第一号第一号及び第七十四條の八に規定する部分に限る。）又は第七十四條の八に規定する罪

二十五 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第七十九條第一号若しくは第二号、第八十二條第一号、第二号（第十二條第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号又は第八十三條第一号第一号（第九條及び第五十三條（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

二十六 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第五十四條第一号若しくは第二号又は第五十六條第一号第一号、第五号若しくは第七号に規定する罪

二十七 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第百四十四号）第六十四條から第六十五條及び第六十六條（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七條から第六十八條の二までに規定する罪

二十八 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三十一條、第三十一條の二又は第三十一條の三第一号若しくは第四号に規定する罪

二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五條に規定する罪

三十 売春防止法（昭和三十一年法律第百八十八号）第六條、第七條第二号若しくは第三号（同条第二項に係る部分に限る。）、第八條第三号（第七條第二項に係る部分に限る。）又は第十條から第十三條までに規定する罪

三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一條から第三十一條の四まで、第三十一條の七から第三十一條の九まで、第三十一條の十一第一号第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一條の十一の二、第三十一條の十三、第三十一條の十五、第三十一條の十六第一号第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一條の十七、第三十一條の十八第一号若しくは第三号、第三十二條第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五條第二号（第二十二條の二第二項及び第二十二條の四に係る部分に限る。）に規定する罪

三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九條第二号、第三号若しくは第六号又は第五十三條の二第一号（第三十三條の三第一号、第三十五條の二の十三第三号、第三十五條の三の二十八第一号及び第三十五條の十七の六第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十九條第二号第三号に規定する罪

三十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十五條第一号第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号若しくは第十四号若しくは第二項（同条第一項第十四号に係る部分に限る。）、第二十六條第三号、第四号若しくは第六号（第二十五條第一号第十四号に係る部分に限る。）、第二十九條第一号（第七條の二第四項（第十四條の二第三項及び第十四條の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四條の二第三項及び第十四條の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九條第六項（第十五條の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、又は第三十條第二号（第七條の二第三項（第十四條の二第三項及び第十四條の五第三項において準用する場合を含む。）、第九條第三項（第十五條の二の六第三項において準用する場合を含む。）及び第九條の七第二項（第十五條の四において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

三十五 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二條又は第三條に規定する罪

三十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九條第一号又は第五十一條第四号若しくは第六号に規定する罪

三十七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一條第一号、第六十二條の二第一号又は第六十三條の三第二号（第五十二條の七十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七條第一号若しくは第二号、第四十七條の三第一号第一号、第二号（第十一條第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号、第四十八條第一号第一号の三（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する第十二條の七に係る部分に限る。）、第三号の三（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する第十二條の三第一号（第二十四條第二項、第二十四條の二、第五号（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する第九號の八、第四十九條第七号、第五十條第一号第一号（第八號第一項に係る部分に限る。）、若しくは第二号又は第五十條の二第六号（第四十一條の五十五第一項に係る部分に限る。））に規定する罪

三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九條第一号（第四條第一項に係る部分に限る。）から第三号まで又は第六十一條第一号若しくは第二号（第十一條第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八條第一号又は第五十一條第二号（第十八條第二項において準用する第十二條第二項に規定する申請書及び第十八條第二項において準用する第十二條第三項に規定する

申請書及び第十八條第二項において準用する第十二條第三項に規定する

書類に係る部分を除く。)若しくは第三号(第十九条第一項に係る部分に限る。)に規定する罪

四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。)第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

- イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪
- (1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。
- (2) 覚醒剤取締法第四十一条又は第四十一条の二に規定する罪に当たる行為をすること。
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条(小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為をすること。

ロ 麻薬特例法第六条又は第七条に規定する罪

ハ 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

- (1) イ又はホに掲げる罪
- (2) 大麻取締法第二十四条に規定する罪
- (3) 覚醒剤取締法第四十一条に規定する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

- (1) イ又はホに掲げる罪
- (2) 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪
- (3) 覚醒剤取締法第四十一条の二に規定する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

- (1) イ又はロに掲げる罪
- (2) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪
- (3) 覚醒剤取締法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九又は第四十一条の十一に規定する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。)又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

四十二 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第七十七条第一号、第二号若しくは第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第八十四条第一号(第五十八号第四項に係る部分を除く。)若しくは第三号に規定する罪

四十三 保険業法(平成七年法律第五十五号)第三百三十五条第六号、第三百三十五条の二第四号から第六号(第二百七十二号の三十五第五項に係る部分に限る。)まで、第三百三十六条の三第一号、第三百三十七号の二第三号、第三百三十九号第九号又は第三百二十条第九号(第三百八十八号の十八第一項に係る部分に限る。)に規定する罪

四十四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二百九十四号第一号(第四条第一項に係る部分に限る。)、第三号若しくは第十二号(第四条第二項から第四項まで(これらの規定を第十一号第五項において準用する場合を除く。))及び第九号第二項(第二百二十七号第二項において準用する場合を除く。)に係る部分に限る。又は第二百九十五号第二号(第二百九十九号第二号を含む。)において準用する第二百十九号の規定による命令に係る部分を除く。)に規定する罪

四十五 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百六十六号)第三十三号第一号若しくは第二号、第三十四号第一号若しくは第三号又は第三十五号第一号、第二号、第五号、第六号若しくは第八号に規定する罪

律(平成十一年法律第五十二号)第五条、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条に規定する罪

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

- イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第二号から第十号まで又は第十二号から第十五号までに規定する罪に当たる行為に係る罪
- ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に係る罪
- ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第七号、第九号、第十号(刑法第二百二十五条の二第二項に係る部分に限る。)、第十三号又は第十四号に規定する罪に係る罪
- ニ 組織的犯罪処罰法第六条に規定する罪
- ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(1) 爆発物取締罰則第三条に規定する罪

(2) 刑法第七十七条、第二百四号、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。)、第三項若しくは第四項、第二百三十五号の二、第二百三十六号又は第二百四十六号の二に規定する罪

(3) 労働基準法第一百七号に規定する罪

(4) 職業安定法第六十三号に規定する罪

(5) 児童福祉法第六十号第一項に規定する罪

(6) 金融商品取引法第九十七号の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪

(8) 競馬法第三十号第三号に規定する罪

(9) 自転車競技法第五十六号第二号に規定する罪

(10) 小型自動車競走法第六十一号第二号に規定する罪

(11) モーターボート競走法第六十五号第二号に規定する罪

(12) 覚醒剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第一項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項(同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。))又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪

(13) 旅券法第二十三号第一項第一号に規定する罪

(14) 出入国管理及び難民認定法第七十四号第一項、第七十四号の二第二項、第七十四号の四第一項、第七十四号の六の二第二項又は第七十四号の八第二項に規定する罪

(15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四号の二第一項若しくは第二項、第六十四号の三第一項若しくは第二項、第六十五号第一項若しくは第二項又は第六十六号第一項(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。)に規定する罪

(16) 武器等製造法第三十一号第一項、第三十一号の二第一項又は第三十一号の三第四号(猟銃の製造に係る部分に限る。)に規定する罪

(17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪

(18) 売春防止法第八号第一項(第七条第二項に係る部分に限る。)、第十一号第二項、第十二号又は第十三号に規定する罪

(19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一

条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪

(20) 著作権法第百十九條第二項第三号に規定する罪

(21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪

(22) 火災びんの使用等の処罰に関する法律第二条第一項に規定する罪

(23) 貸金業法第四十七條第一号又は第二号に規定する罪

(24) 麻薬特例法第六條第一項に規定する罪

(25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第五條第一項、第六條第一項又は第七條第六項から第八項までに規定する罪

(26) 組織的犯罪処罰法第三條第一項(同項第二号から第十号まで及び第十二号から第十五号までに係る部分に限る。)若しくは第二項(同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。)、第七條(同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第七條の二第二項、第九條第一項から第三項まで又は第十條第一項に規定する罪

(27) 会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百七十條第四項に規定する罪

組織的犯罪処罰法第七條、第七條の二又は第九條から第十一條までに規定する罪

著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第二十九條第一号若しくは第二号又は第三十二條第一号に規定する罪

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八十條第一号、第二号(第九條第一項及び第十一條第三項に係る部分に限る。)、又は第三号(第十四條に係る部分に限る。)に規定する罪

(第六十三條第一項及び第七十一條第一項に係る部分に限る。)に規定する罪

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)第三十一條(第十四條第二項に係る部分に限る。)、第三十二條第一号又は第三十四條第一号若しくは第二号に規定する罪

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第三十二條第一項(第五條に係る部分に限る。)

信託業法(平成十六年法律第五十四号)第九十一條第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三條第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号、第九十四條第五号、第九十六條第二号又は第九十七條第一号、第三号、第六号、第九号(第七十一條第一項に係る部分に限る。)、第十一号若しくは第十四号に規定する罪

会社法第九百七十條第二項から第四項までに規定する罪

探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)第十七條(第十五條第二項に係る部分に限る。)、第十八條第一号又は第十九條第一号若しくは第二号に規定する罪

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十号)第二十八條に規定する罪

電子記録債権法(平成十九年法律第百二十五号)第九十五條第一号又は第九十七條第二号に規定する罪

資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第七十七條第二号(第三十七條、第四十一條第一項及び第六十三條の二に係る部分に限る。)、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第九十九條第十号、第一百二十二條第二号(第三十八條第一項(第四十一條第二項において準用する場合を含む。))及び第四十二條(第四十一條第二項において準用する場合を含む。))並びに第六十三條の三第一項及び第二項に係る部分に限る。又は第一百二十四條第一号(第四十一條第三項及び第四項並びに第六十三條の六第一項及び第二項に係る部分に限る。)

若しくは第七号(第七十七條に係る部分に限る。)に規定する罪

(心身の障害により事務を適正に行うことができない者)

法第五十一條の八第三項第二号への国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(駐車監視員の着用する記章の制式)

法第五十一條の十二第四項の国家公安委員会規則で定める記章の制式は、別図のとおりとする。

公安委員会は、法第五十一條の十三第一項第一号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を行おうとするときは、当該駐車監視員資格者講習の期日の三十日前までに、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

二 受講手続に関する事項

三 その他駐車監視員資格者講習の実施に關し必要な事項

(受講の申込み)

第七條 駐車監視員資格者講習を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を公安委員会に提出しなければならない。

一 本籍(外国人にあつては、国籍。以下同じ。)、住所、氏名及び生年月日

二 受講を希望する年月日

二 前項の受講申込書には、受講の申込み前六个月内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真をはり付けなければならない。

(駐車監視員資格者講習の講習事項等)

第八條 駐車監視員資格者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 駐車監視員資格者講習は、道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識について行うこと。

二 駐車監視員資格者講習は、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

三 駐車監視員資格者講習においては、筆記による修了審査を行うこと。

四 駐車監視員資格者講習の講習時間は、十五時間とする。

(駐車監視員資格者講習修了証明書)

第九條 公安委員会は、駐車監視員資格者講習の課程を修了した者に対し、別記様式第一号の駐車監視員資格者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)を交付するものとする。

2 修了証明書の交付を受けた者は、当該修了証明書を亡失し、又は当該修了証明書が滅失したときは、次に掲げる事項を記載した再交付申請書を当該修了証明書を交付した公安委員会に提出して、その再交付を受けることができる。

一 本籍、住所、氏名及び生年月日

二 修了証明書の番号及び交付年月日

三 再交付を申請する事由

(法第五十一條の十三第一項第一号ロの規定による公安委員会の認定)

第十條 法第五十一條の十三第一項第一号ロの規定により公安委員会が放置車両の確認等に関し駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同以上の技能及び知識を有すると認める者として認定する場合における当該認定は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに關する事務に従事した期間が通算して三年以上である者

二 確認事務における管理的又は監督的地位にあつた期間が通算して五年以上である者

三 前二号に掲げる者と同等の経歴を有する者

2 前項の認定を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を記載した認定申請書を公安委員会に提出しなければならない。

3 前項の認定申請書には、第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

4 公安委員会は、第一項の規定により認定したときは、その者に対し、別記様式第二号の認定書を交付するものとする。

5 前条第二項の規定は、前項の認定書の交付を受けた者について準用する。

(駐車監視員資格者証の交付の申請)

第十一條 法第五十一條の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を記載した交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。  
 一 修了証明書又は前条第四項の認定書  
 二 第二条第二項第三号イからハまでに掲げる書類  
 三 法第五十一条の十三第一項第二号イからハまでに掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面  
 四 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの（第十三条第三項において「資格者証用写真」という。）二葉

（駐車監視員資格者証の様式）  
 第十二条 法第五十一条の十三第一項の駐車監視員資格者証の様式は、別記様式第三号のとおりとする。  
 （駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付）  
 第十三条 駐車監視員資格者証の交付を受けた者は、当該駐車監視員資格者証の記載事項に変更があったときは、次に掲げる事項を記載した書換え交付申請書及び当該駐車監視員資格者証を、当該駐車監視員資格者証を交付した公安委員会に提出して、その書換え交付を申請しなければならない。この場合において、当該公安委員会は、当該書換え交付に係る駐車監視員資格者証の記載事項について、その事実を確認するに足りる資料の提示又は提出を求めることができる。

一 本籍、住所、氏名及び生年月日  
 二 駐車監視員資格者証の番号及び交付年月日  
 三 書換え交付を申請する事由  
 四 駐車監視員資格者証の交付を受けた者は、当該駐車監視員資格者証を亡失し、又は当該駐車監視員資格者証が滅失したときは、次に掲げる事項を記載した再交付申請書を、当該駐車監視員資格者証を交付した公安委員会に提出して、その再交付を受けることができる。  
 一 本籍、住所、氏名及び生年月日  
 二 駐車監視員資格者証の番号及び交付年月日  
 三 再交付を申請する事由

3 第一項の書換え交付申請書及び前項の再交付申請書には、資格者証用写真二葉を添付しなければならない。  
 第十四条 法第五十一条の十三第二項の規定による駐車監視員資格者証の返納の命令は、理由を付した返納命令書を交付して行うものとする。

2 前項の規定による返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から十日以内に、当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
 附則（平成一六年二月二八日国家公安委員会規則第二五号）  
 この規則は、次の各号に掲げる規定（ことに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。）  
 一 第一条、第四条、第七条、第十条、第十三条及び第十六条の改正規定、この規則の公布の日  
 二 第二条、第五条、第八条、第十一条、第十四条及び第十七条の改正規定、信託業法（平成十六年法律第五十四号）の施行の日（平成十六年十二月三十日）  
 三 第三条、第六条、第九条、第十二条、第十五条及び第十八条の改正規定、刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日（平成十七年一月一日）

附則（平成一七年三月四日国家公安委員会規則第二号）  
 この規則は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。  
 附則（平成一七年七月二二日国家公安委員会規則第一四号）  
 この規則は、刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十六号）の施行の日（平成十七年七月十二日）から施行する。

附則（平成一七年九月三〇日国家公安委員会規則第一六号）  
 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十二号）の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二十三号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五号第二十三号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二十三号の改正規定、第四条中暴力的な行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第二十三号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第二十三号の改正規定及び第六条

中確認事務の委託の手續等に関する規則第三条第二十三号の改正規定は、旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十五号）附則第一条一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十二月十日）から施行する。  
 附則（平成一八年三月二七日国家公安委員会規則第九号）  
 この規則は、銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十六号）の施行の日から施行する。  
 附則（平成一八年四月二四日国家公安委員会規則第一四号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十九号）以下「改正法」という。）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一八年七月四日国家公安委員会規則第二二号）  
 この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年七月四日）から施行する。  
 附則（平成一八年八月二一日国家公安委員会規則第二二号）  
 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十一号）の施行の日（平成十八年八月二一日）から施行する。  
 附則（平成一九年一月二二日国家公安委員会規則第二二号）  
 この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年一月二十日）から施行する。  
 附則（平成一九年八月七日国家公安委員会規則第一八号）  
 この規則は、次の各号に掲げる規定（ことに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。）  
 一 第一条、第三条、第五条、第七条、第九条及び第十一条の改正規定、信託法の施行に伴う関

係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九十号）の施行の日  
 二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条の改正規定、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日  
 附則（平成一九年九月二七日国家公安委員会規則第二二号）  
 この規則は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第一条一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二十一条第六号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七号第六号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第十六号及び第十三条の二第七号の改正規定、第四条中暴力的な行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十六号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第十六号の改正規定並びに第三条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三号第六号の改正規定は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
 附則（平成一九年十一月二二日国家公安委員会規則第二五号）  
 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）の施行の日（平成十九年十二月三十日）から施行する。  
 附則（平成一九年十一月二三日国家公安委員会規則第二六号）  
 この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）の施行の日（平成十九年十二月十九日）から施行する。  
 附則（平成二〇年三月一〇日国家公安委員会規則第二二号）  
 この規則は、モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。  
 附則（平成二〇年七月一六日国家公安委員会規則第一五号）

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十九号）以下「改正法」という。）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。  
 附則（平成一八年七月四日国家公安委員会規則第二二号）  
 この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年七月四日）から施行する。  
 附則（平成一八年八月二一日国家公安委員会規則第二二号）  
 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十一号）の施行の日（平成十八年八月二一日）から施行する。  
 附則（平成一九年一月二二日国家公安委員会規則第二二号）  
 この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年一月二十日）から施行する。  
 附則（平成一九年八月七日国家公安委員会規則第一八号）  
 この規則は、次の各号に掲げる規定（ことに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。）  
 一 第一条、第三条、第五条、第七条、第九条及び第十一条の改正規定、信託法の施行に伴う関

係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九十号）の施行の日  
 二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条の改正規定、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日  
 附則（平成一九年九月二七日国家公安委員会規則第二二号）  
 この規則は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第一条一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二十一条第六号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七号第六号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第十六号及び第十三条の二第七号の改正規定、第四条中暴力的な行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十六号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第十六号の改正規定並びに第三条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三号第六号の改正規定は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
 附則（平成一九年十一月二二日国家公安委員会規則第二五号）  
 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）の施行の日（平成十九年十二月三十日）から施行する。  
 附則（平成一九年十一月二三日国家公安委員会規則第二六号）  
 この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）の施行の日（平成十九年十二月十九日）から施行する。  
 附則（平成二〇年三月一〇日国家公安委員会規則第二二号）  
 この規則は、モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。  
 附則（平成二〇年七月一六日国家公安委員会規則第一五号）

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年八月一日）から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る。）、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る。）、第三条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第五十一号の次に二号を加える改正規定（第五十三号に係る部分に限る。）、第四条中国公安委員会関係自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る。）、及び第五条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る。）、は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

この規則は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年六月十四日）から施行する。ただし、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第四十号の改正規定、同規則第十三条の二第三十号の改正規定、同条第十四号の改正規定及び同規則第二十七号第二号の改正規定並びに第六条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三十号の改正規定は、公布の日から施行する。

この規則は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）の施行の日（平成二十三年七月十四日）から施行する。

この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六項（同条第四項に係る部分に限る。）に規定する」とする。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六項（同条第四項に係る部分に限る。）に規定する」とする。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十三号）の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。

附則（平成二十九年三月二四日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附則（平成二十九年七月五日国家公安委員会規則第七号）

この規則は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二十九年七月五日国家公安委員会規則第八号）抄

（施行期日）  
第一条 この規則は、刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附則（平成二十九年一月二二日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二二日国家公安委員会規則第三号）

（施行期日）  
1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び

型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等に関する規則、型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車等の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信業務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者

の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（令和元年一〇月二四日国家公安委員会規則第八号）

（施行期日）  
1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。ただし、第十一条中国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第一風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
2 この規則の施行の際現に自動車運転代行業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二十条第一項の規定により備え付けているこの規則による改正前の運転代行業法施行規則第十三条第二号に掲げる書面は、この規則による改正後の運転代行業法施行規則第十五条第二号に掲げる書面とみなす。

附則（令和二年三月二二日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年四月二七日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

附則（令和三年三月三一日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条第二表に係る改正規定、第三条第二表に係る改正規定、第四条第二表に係る改正規定、第五条第二表に係る改正規定、第六条第二表に係る改正規定及び第七条第二表に係る改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

別図（第五条関係）

別記様式第1号（第9条関係）

この規則は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条第二表に係る改正規定、第三条第二表に係る改正規定、第四条第二表に係る改正規定、第五条第二表に係る改正規定、第六条第二表に係る改正規定及び第七条第二表に係る改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

附則（令和三年三月三一日国家公安委員会規則第三号）

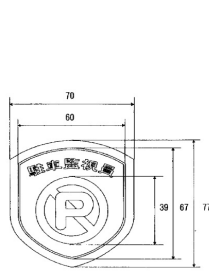
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条第二表に係る改正規定、第三条第二表に係る改正規定、第四条第二表に係る改正規定、第五条第二表に係る改正規定、第六条第二表に係る改正規定及び第七条第二表に係る改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

別図（第五条関係）

別記様式第1号（第9条関係）



備考 1. 円形の部分については、文字の色は白色、盾の部分及びその外縁は青色、盾の中心は青色、盾の外縁は白色とする。  
2. 盾の真上の半円は、リネアトラスとする。  
3. 盾の中心に「R」の文字を配置し、その下に「P」の文字を配置する。また、盾の中心に「R」の文字を配置し、その下に「P」の文字を配置する。

別記様式第1号（第9条関係）  
自動車監視員資格者講習修了証明書  
住所  
氏名  
年月日  
上記の者は、年月日 道路交通法第91条の13  
第1項第1号イの自動車監視員資格者講習の課程を終了した者であること  
を証明する。  
年月日  
公安委員会

